

「指数対応単価アップの
課題と対策」の一部を
抜粋した参考資料

指数対応単価アップの課題と対策

- 一 指数対応単価アップの4つの課題
- 二 指数対応単価アップの4つの対策
- 三 指数対応単価アップの具体的な施策

一 指数対応単価アップの4つの課題

《そのうち一つを抜粋し掲載しています》

I. アジャスターと指数対応単価について交渉していない

但し、自社レバーレートの求め方は異なり結果も異なります。

具体的には

※平成5年度の日車協連の要望する対応単価は、8,126円です。

※一方、同年の損保が提案する標準対応単価は、6,040円です。

ちなみに、損保が提示する前年度・前々年度の【標準対応単価】

・平成3年度の標準対応単価 5,410円

・平成4年度の標準対応単価 6,000円

【損保の標準対応単価の計算式】

平成4年度の標準対応単価を算出する場合、平成元年度の数値を基準とし、3年間の消費者物価指数による調整を行います。

・平成2年度消費者物価指数（実績値） 3.3%

・平成3年度消費者物価指数（実績見込値） 2.9%

・平成3年度消費者物価指数（実績値） 2.8%

・平成4年度消費者物価指数（見込値） 2.3%

・平成4年度消費者物価指数（実績見込値） 1.8%

・平成5年度消費者物価指数（見込値） 2.1%

ポイント：

※消費者物価指数は、見込値と実績値、実績見込値は異なる。

[平成4年度の標準単価算出時の消費者物価指数修正係数]

$$= 1.033 \times 1.029 \times 1.023 = 1.0874$$

(平成2年度) (平成3年度) (平成4年度)

(実績値) (実績見込値) (見込値)

[平成4年度の標準対応単価は、令和元年度の数值から計算]

$$= 5,514 \times 1.0874 = 5,996 \div 6,000 \text{円}$$

注) 平成元年度のレート×3年間の消費者物価指数修正係数

※但し、5,514円は実際の平成元年度の平均規模工場の整備員一人当り月平均損益計算書に基づいた数值です。

[平成5年度の標準対応単価]

平成5年度の標準対応単価を算出する場合、平成2年度の数値を基準とし、3年間の消費者物価指数による調整を行います。

[平成5年度の標準単価算出時の消費者物価指数修正係数]

$$= 1.028 \times 1.018 \times 1.021 = 1.0685$$

(平成3年度) (平成4年度) (平成5年度)

(実績値) (実績見込値) (見込値)

従って、令和5年度の標準対応単価は、

$$= 5,656 \times 1.0685 = 6,043 \div 6,040 \text{円です。}$$

このように損保は「標準対応単価を算出」
する場合、3年前の実績から算出します。

【損保の標準対応単価の基礎となる数値】

1989年（平成元年度）は、5,514円

[平成4年度の標準対応単価は、令和元年度の数値から計算]

$$= 5,514 \times 1.0874 = 5,996 \div 6,000 \text{円}$$

1990年（平成2年度）は、5,656円

[平成5年度の標準対応単価は、令和2年度の数値から計算]

$$= 5,656 \times 1.0685 = 6,043 \div 6,040 \text{円です。}$$

次の表にある平成3年度は5,410円、実際は平成元年に5,514円でした。このように3年間の消費者物価指数修正係数の数値は、実体経済とは異なります。

平成6年以降、車体整備協同組合への交渉は出来なくなりました。

平成5年7月19日付の局長通達により、レバーレートは自社独自で原価要素を適切に計算し決めなければならない。

平成6年1月29日付、公正委員会からアジャスターに対し

1. 対応単価の個別決定を行うこと。
2. 指数方式及び指数使用を強制しないこと。 と通達された。

さらに、平成6年10月24日に公正取引委員会より、社団法人日本損害保険協会に対し、独占禁止法第8条第1項の規定に反するおそれがあるとして警告を行った。

具体的には、指数方式を用いる際の対応単価について、かねてより、全国の標準となる対応単価及び都道府県ごとの対応単価を決定し、これを会員（損保会社）に実施させてきた疑いが認められた。

1 レバーレートの算出について

独禁法からレバーレートは基本的に、工場ごとに原価計算する（経費に対して直接作業時間（実働時間を稼働率から算出する）さらに、利益率を加えるものです。

2 指数対応単価の算出について

指数対応単価は利益が加味されない。また、消費者物価指数修正係数から算出されている。

【利益率について】

7,000円に例えば5%の利益率を加えると7,350円となります。

なお、利益率をどう設定するか、は自由に決められます。

また、レバーレートの社会通念上不当に高額でない限り認められるものです。

二 指数対応単価アップの4つの対策

《そのうち二つを抜粋し掲載しています》

※レバーレートに関する問題点1. 2. 3.

1. 工場にてレバーレートを算出しても損保のレートと大差が生じない状況にあります。なぜならば、レバーレート交渉は毎年度行うことにより、毎年レバーレートをアップすることが可能のはずです。

しかし、現実的に毎年度交渉を行っていない状況です。

そのためレバーレートを交渉する場合、前年度のレバーレートが基礎となるため、本来、アップしているはずのレートは、28年前の平成6年に比べてあまりアップしていません。

2. 下請けでのレート（3割レス）が反映してしまいます。

実際に自社レバーレートを計算すると下請け比率が多いほど、その工賃は元請けのレス率（3割）を掛けた数字となります。つまり、自社のレバーレートは下請けのレート（3割レス）に近い数字となります。

3. レバーレートは組合員個々で損保に対して自社レバーレートを算出して交渉しなければなりません。しかし、組合員個々で交渉することは、大半の組合員は出来ないものと考えます。そのため、団体交渉ができる範囲で、組合認定を活用できる仕組みが必要です。

【 4 つの対策 】

《そのうち二つを抜粋し掲載しています》

- I. アジャスターと指数対応単価について交渉していない為、
自社レバーレートを計算した場合、6,000円以下となる。

※この課題は、直需のみで自社レバーレートを算出して、利益率
10%を加算する。

Ⅱ. デーラー/整備工場などの元請先の指数対応単価 6,420円が全体の8割を占めているため、自社のレートは4,500円程度の1時間当たりの工賃となる。従って自社レバーレートは、指数対応単価よりも安くなる。

※この課題は、下請分と直需分を売上比率で分ける。

三 指数対応単価アップの具体的な施策

【 目 標 】

※1,500円以上の大幅な指数対応単価のアップを目指す

但し、適正な技術料、労働条件の改善、一定水準の労働条件を確保、適切な設備による安全な修理などを十分満たした工賃にしたい。

また、産業廃棄物処理費に関して、レバーレートに含まれていることにより産廃処理費は別途請求しても支払いされないため、産業廃棄物処理に係る経費一式は、レバーレートの算出式から除外する。

「指数対応単価アップの 課題と対策」の全資料は

※初めに「会員専用ログイン」する。

- ・画面左側の「活動報告」をクリックする。
- ・次に、「詳しく見る」をクリックする。
- ・画面の最下段「講習履歴」の中から、
5月24日付「指数対応単価アップセミナー」
をクリックします。